

(仮称) 新みのおサンプラザ1号館 公共施設(1階～3階) 指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答 (令和7年7月10日時点)

質問No.	該当箇所		質問	回答
	資料名	頁 項目		
20	募集要項	3 (5) 建物概要	自転車やバイクの駐輪場はありますか。駐輪場も維持管理業務の範囲に入りますか。管理用の機械等は設置されますか。	新規施設には駐輪場はございません。そのため、駐輪場の維持管理業務は不要となります。 利用者は付置義務駐輪場として確保している近隣の賃面駐輪場をご利用頂くこととなります。
21	募集要項	4	延床面積、3,460㎡とあり、モデルプランには、3層で2,686.74㎡ですが、3,000㎡未満なので特定建築物ではない。という認識で良いですか。 現在は法改正の動きがあり、2,000㎡未満となる可能性があります。その場合、資格者の人件費や点検、報告の費用等は、貴市の負担と考えて良いですか。 (12P(10)⑤の点検・検査・報告等を行ってください。も同じで、記載のことは行いますが、大きな費用負担増となります。)	建築物衛生法における特定建築物に該当するかはご提案によりますが、特定建築物に該当することを想定して、該当部分の点検費用等については指定管理施設の維持管理料に含めて計上してください(募集要項p.11参照)。 また、指定管理施設外(商業施設)の部分は面積等で按分し、指定管理者負担になります。 なお、様式6-2及び6-3収支計画書に、積算の根拠となる項目や単価等の明細(特定建築物の点検費用等を含む)を記入してください。
22	募集要項	4 業務の範囲(1)業務の対象施設	交流スペースの利便性向上のためのスペース内に飲み物やおむつ・離乳食等の販売・自動販売機を設置する場合、こちらは営利を目的としていないとして、商業施設とはみなされないでしょうか。	指定管理者自らが実施し、施設の目的に沿いその魅力を高める内容で、営利を目的としない物販等であれば、市の承認を得た上で、商業施設とはみなさず指定管理業務として実施していただくことは可能です。 なお、例えば単なる一般的な飲料の自動販売機は、営利目的とみなされますので、行政財産の目的外使用の対象となります。
23	募集要項	5 (1) 業務の対象施設	賑わい創出機能における、飲食可能な交流スペースにおいては、営利目的を追求するカフェなどの設置は想定しないということでしょうか。	お見込みのとおりです。 カフェは「指定管理業務外の維持管理・運営における収支」の自主事業に位置付けてご検討ください。(募集要項p.13参照) なお、カフェで購入した飲食物を指定管理施設として設けた交流スペースに持ち込むなどのご提案は可能です。
24	募集要項	5 4業務の範囲(1)業務の対象施設	商業施設において指定管理者からテナントへの転賃は可能でしょうか。また、目的外使用許可の使用料、及び区分所有建物全体に関する維持管理費用の支払いは指定管理者以外の者(賃借人等)が行うことは可能でしょうか。 転賃が可能な場合、テナントと指定管理者は賃貸借契約ではなく、使用許可契約を締結する認識でしょうか。また、指定管理期間内に一部テナントが退店した場合においては、その区画を市と協議の上、共用スペースとして使用すれば、その区画に係る行政財産使用料等の支払い対象にはならない認識でしょうか。	市から指定管理者に目的外使用を許可する際に、許可条件に用途等の制限を付すことで、テナントでの運営を可能とすることを想定しております。 このことから目的外使用許可の使用料及び区分所有建物全体に関する維持管理費用の支払いは指定管理者が行うこととなります。 なお、指定管理者とテナント間の契約形態等については、市は指定しませんが、市の許可条件を遵守する内容にしてください。 また、指定管理期間内に一部テナントが退店した場合、指定管理者は新たなテナントを誘致し、使用料を負担してください。
25	募集要項	7 5(2) 指定管理者	光熱水費は指定管理者負担とありますが、新設施設においては、運用に関する実績データが不足している状況下で、光熱水費(電気・暖房・水道等)の全額を民間事業者負担させる方針は、事業者にとって過度な財務的負担を課すものと考えられます。このような前提では、過去の利用傾向や基準値が存在しないため、事業者が正確なコスト見積もりを行うことが困難となり、結果として意図せず財務上の誤算を招く可能性がございます。 つきましては、施設の供用開始後、実績が蓄積されるまでの数年間に限り、想定した光熱水費と実際の費用の過不足を精算する仕組みを導入していただくことを提案いたします。この措置により、初期運用段階における事業者のリスクが軽減され、より公正かつ持続可能な協力関係が構築できるものと存じます。ぜひご検討くださいますようお願いいたします。	今回は多岐にわたる施設について提案を求めているため、ご提案頂く施設計画に基づき利用者数等を想定し、光熱水費を見積もってください。
26	募集要項	7 4 業務の範囲	子育て支援センターの具体的な業務内容についてご教示ください。	国通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(成環第113号、令和6年3月30日)に基づき、実施していただくことを想定しています。 ○参考ホームページ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/321a8144-83b8-4467-b70e-89aa4a5e6735/184558cd/20240402_policies_kosodatehshien_shien-kyoten_32.pdf
27	募集要項	8 (2)	定期清掃や設備点検作業等で夜間作業は可能でしょうか。	夜間作業は可能です。ただし、周辺の方々にご迷惑とならないようご配慮をお願いいたします。
28	募集要項	8 (2)	日常清掃は営業時間中も可能と想定して良いでしょうか。	営業時間中の日常清掃は利用者に支障が出ない範囲で可能といたします。

(仮称) 新みのおサンプラザ1号館 公共施設(1階～3階) 指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答(令和7年7月10日時点)

質問No.	該当箇所		質問	回答
	資料名	頁 項目		
29	募集要項	9 5 業務に要する費用 (2) 指定管理者	光熱水費について、指標となる数値はありますでしょうか。	ご提案(施設計画及び想定利用者数等)を踏まえて、光熱水費をご検討ください。
30	募集要項	9 (2) 表 一時保育施設	開館時間10時間となりますが、一人のお子さまの保育時間上限についてお考えがあればご教示ください。	保育時間の上限は、開館時間と同じ時間(例えば午前8時30分から午後6時30分の場合は10時間)を想定しています。
31	募集要項	10	搬入用駐車場は、箕面市以外の区分所有者を含む共用部分でしょうか。共用部分であれば、使用料金やルールはどの様に定められるのでしょうか。また、どのような駐車場設備機器が導入されるか、ご教示ください。	搬入用駐車場は共用部分となります。ルールについては現時点では未定であり、駐車場設備機器は特段ないと建替事業者より聞いております。
32	募集要項	10 (7) 搬入用駐車場	搬入用駐車場に対する車両制限・高さをご開示ください。	区画サイズ3.0m×7.0m、高さ制限3.5mで計画されています。
33	募集要項	10 (5) ②	利用料徴収想定で問題ないでしょうか。	一時保育施設は、利用料金を徴収する想定です。子育て支援センターは利用料を徴収する想定はありません。
34	募集要項	10 (5) ②	食事提供は必須でしょうか。	食事提供について、事業者が準備して提供することは想定していません。利用者が持参したものを、事業者が調乳や温め等により提供いただくことを想定しています。
35	募集要項	11	軽微な修繕等については、指定管理者の費用とありますが、1件いくらが指定管理者の負担になるのでしょうか。	軽微な修繕等に該当するかの判断は、市との協議によります。リスク分担の「施設・設備・管理物品の損傷」欄をご確認ください(募集要項p.15)。なお、「計画時の経費」については、提案事項として様式6-3「収支計画書」に明記してください。
36	募集要項	11	廃棄物処理で、大型のもの等は、指定管理料負担と存じますが、日常のゴミは、ビルの共用(共益費)での処理にならないのでしょうか。	日常のゴミにつきましても、箕面市まちづくり推進条例に基づく建設行為基準の概要に基づき業務対象施設と住戸のゴミ置き場は別に設ける必要があり、業務対象施設専用のゴミ置き場を利用していただくため、指定管理者負担となります。
37	募集要項	11 (8) 修繕	軽微な修繕等は指定管理者負担とありますが、「大規模修繕」や「軽微な修繕」といった区分が曖昧な記載で、特に「大規模修繕」の具体的な定義が示されていない点が懸念されます。 このような不明確な基準は、解釈の相違を生み、将来的に紛争の原因となりかねません。 つきましては、修繕の責任範囲を明確化するため、客観的かつ具体的な基準の設定をお願いしたいと存じます。 例えば、修繕費用に一定の金額基準を設け、それを超える場合は「大規模修繕」として市の負担とし、それ未満は事業者が担う通常の維持管理と区分する、あるいは構造的な改修や資本的支出を伴う更新を「大規模修繕」と定義するなどの方が考えられます。 このような明確な線引きにより、双方の責任分担が公平に定まり、円滑な運用が実現するものと考えますので、お示しいただけますようお願いいたします。	質問No.35の回答のとおりです。
38	募集要項	11 (10)	維持管理会社としての必要資格(選任業務含む)があればご教示願います。	提案に応じて必要な法令等の基準を遵守してください。
39	募集要項	11 (10)	業務対象施設とありますが、これは公共施設部分を示すのでしょうか、それ以外の共用部や店舗、住宅も含むのでしょうか。ご教授ください。	業務対象施設については、募集要項p5及びモデルプランp.12～p.14をご参照ください。

(仮称) 新みのおサンプラザ1号館 公共施設(1階～3階) 指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答(令和7年7月10日時点)

質問No.	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	項目		
40	募集要項	11	(10)施設及び整備の維持管理	維持管理業務のうち、空調・昇降機・自動ドアのメーカーが決まっておりますら、ご開示ください。	下記メーカーを予定しております。(変更可能性あり) 空調：未定(指定管理予定者決定後の内装工事に設置) 昇降機：フジテック(建替事業者にて設置) 自動ドア：未定(建替事業者にて設置)
41	募集要項	11	(10)施設及び整備の維持管理	機械警備の設置有無も指定管理者による提案でよろしいでしょうか。また、指定管理施設の防犯カメラの設置は市と指定管理者のどちらの負担でしょうか。	機械警備の設置は、提案を踏まえ、指定管理予定者とともに進める内装設計にて決定します。内装設計費及び施工費(防犯カメラを含む)は、市が負担します。
42	募集要項	11	(10)施設及び整備の維持管理	樹木等管理業務についてこちらは指定管理予定者の提案には含まれず、市もしくは建て替え事業者にて確定されるものと認識しておりますが、管理対象面積および外構図樹木の仕様等決まっておられましたら開示をお願いできますでしょうか。もし未確定であれば提案することは可能でしょうか。	主な点検例に並べている業務は、あくまで例であり、現時点で確定している業務ではありません。 なお、自主管理公園の樹木等については、マンション管理組合により管理されることを想定し、調整を進めているところですが、提案内容により利用頻度の高い場合は別途協議となります。そのため、収支計画への計上は不要です。 公表済の質問No.18の回答(令和7年6月26日時点)を合わせてご確認ください。
43	募集要項	11	(10)施設及び整備の維持管理	樹木等の管理業務ですが、自主管理公園が該当箇所ですらよろしいでしょうか。その場合、想定される樹木の種類がございましたらご教示ください。また、公園以外で緑化エリアがある場合、面積をご教示ください。	質問No.42の回答のとおりです。
44	募集要項	11	(8)修繕	「軽微な修繕等については指定管理者の費用と責任において行う」とありますが、「軽微な修繕」の範囲、費用による基準等はございますでしょうか。	質問No.35の回答のとおりです。
45	募集要項	11	(8)修繕	施設及び備品の大規模修繕等に係る費用は原則として市が対応、とあるが、「大規模修繕等に係る費用」の金額をご教示ください。	大規模修繕等に該当するかは案件ごとに、市との協議によります。合わせて、質問No.35の回答もご確認ください。
46	募集要項	11	(10)施設及び設備の維持管理	本件の対象となる施設はビル管理法の特定建築物に該当しますか。	質問No.21の回答のとおりです。
47	募集要項	11	(10)施設及び設備の維持管理	指定管理料に含まない商業部分の維持管理費の項目・範囲をご教示ください(建物全体の維持管理、本件の対象となる施設内の維持管理をふまえ、商業テナント側で行う維持管理の項目・範囲について)。	商業施設部分に係る維持管理・運営等すべて、指定管理業務とは切り離れた自主事業として計画・実施してください。「10 指定管理業務外の維持管理・運営における収支」(募集要項p.13)をご確認ください。
48	募集要項	13	記入項目	(3)その他の収入 ①指定管理者が行う(1)(2)以外の事業収入(自主事業と異なり、営利を目的としない地域の賑わい創出を目的とする物販・飲食の販売等)と規定されている「営利を目的としない地域の賑わい創出を目的とする物販・飲食の販売等」についてですが、指定管理者が民間の事業者(飲食店などに)委託し、販売をしてもらうこと。その販売により、利益はでることは問題なく、その利益は、指定管理者が委託する事業者(飲食店など)に帰属するということも範囲内であるということでご勘違いでしょうか。	指定管理者自らが実施し、施設の目的に沿いその魅力を高める内容で、営利を目的としない物販等であれば、市の承認を得た上で、「営利を目的としない地域の賑わい創出を目的とする物販・飲食の販売等」に該当するものとします。 そのため、お示しの民間の事業者に委託し利益が出る事業は、「10 指定管理業務外の維持管理・運営における収支」の自主事業に位置付けてご検討ください。 なお、質問No.22及びNo.23の回答を合わせてご確認ください。
49	募集要項	13	9 指定管理施設の維持管理・運営における収入	(3)その他の収入 ③指定管理者の経営努力に伴う収入は、自主事業(例えば、カフェの運営など)による収入という理解でよろしいでしょうか。	質問No.23の回答をご確認ください。カフェ等は指定管理業務外の商業施設に該当します。
50	募集要項	16	11 市と指定管理者のリスク分担	社会経済動向に関連するもの、特に人件費の上昇などに対応する見直し条件についての指標を具体的にご教示ください。	社会経済動向に関連するリスクについては、「11 市と指定管理者のリスク分担」(募集要項p.14～「事業収益の悪化」)をご確認ください。

(仮称) 新みのおサンプラザ 1 号館 公共施設 (1 階～3 階) 指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答 (令和 7 年 7 月 1 0 日時点)

質問No.	該当箇所		質問	回答
	資料名	項目		
51	募集要項	19 (4) 提出物	登記事項証明書と納税証明書の原本2部のうち、1部は正本、副本のファイルには綴じずに提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	募集要項	19～23 1.3 プロポーザルスケジュール及び募集要項等の配布	グループ応募の際、指定管理施設外に誘致する商業施設事業者の出席が必要でしょうか (商業施設出店には事業計画や社内承認など意思決定に係る期間が必要です)。	商業施設事業者の選定会議への出席は必須ではありませんが、実現性がある計画をご提案ください。
53	募集要項	20 項番 2 ⑥	添付書類⑥の過去3年間の収支決算書及び事業報告書又はこれらに類する書類について、決算報告書を提出することでも差し支えないでしょうか。	決算報告に係る書類に加えて、事業報告に係る書類のご提出をお願いいたします。
54	募集要項	20 項番 2 ⑦	添付書類⑦の所得税、法人税、消費税 (国税の納税証明書) については、納税証明書その1を過去3年分提出させていただく認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。公表済みの質問No2の回答 (令和 7 年 6 月 2 6 日時点) をあわせてご確認ください。
55	募集要項	22 1.6 選定審査 (1) 選定方法	プレゼンテーションは、各応募者につき最大3名まで参加できるとありますが、JVやコンソーシアムを組んだ場合、構成企業各社から最大3名ずつという認識でよろしいでしょうか。 (構成企業を含め最大3名ではプロポーザル時の質問に対し、適切な回答が難しい場合があります)	共同事業体での応募の際は、最大6名までとしてください。 参加者は、応募者の代表として、説明や質問に対する回答を述べるができるようにしてください。
56	募集要項	25 (6) ②利用予約	「指定管理者が自らの責任と費用負担において準備 (予約受付業務を含む) を開始」と記載されていますが、大会議室は1年前からの予約開始と存じます。 貴市の予約システムでしかできない予約等を、1年前から、どの様に自らの責任で行うのでしょうか。 重ねて、その費用負担が指定管理者というのは、実質的に不可能ではないでしょうか。	現状、各室の予約開始時期については未定です。詳細については指定管理予定者選定後に協議を行う予定です。
57	募集要項	26 (6) 指定管理期間満了時の取扱い	原状回復について、経年劣化や通常損耗は含まない認識でよろしいでしょうか。	募集要項p. 15に記載のリスク分担のうち、「自然災害や経年劣化等その他事情によるもの」をご参照ください。また、質問No.35の回答をあわせてご確認ください。
58	募集要項	26 (5) 再委託について	維持管理業務を含む運営管理業務全般について、管理項目の多さから再委託からの再委託 (再々委託) の範囲について制限はありますか。	様式13「適正な履行確保のための業務体制」にて、必要な再委託であることを説明してください。なお、募集要項p. 26の「(5) 再委託について」をあわせてご参照ください。
59	募集要項	28 (13) 危機管理体制等の確立	自然災害による勤務体制について、閉館後、休館時等、「1名以上の従事者」を待機または勤務させるよう記載がありますが、帰宅困難時等も想定し、仮眠室等設置することは可能でしょうか。	活用可能面積内に仮眠室等の設置を提案頂くことは可能です。指定管理施設に関する計画は、提案を踏まえ、指定管理予定者とともに進める内装設計にて決定します。
60	モデルプラン	7 施設構成	1階の「交流スペース (営利目的を除く)」を商業店舗の座席・待合として利用したり、事業者が行うイベントや催事等に利用することはできますか。	商業店舗の利用者を含め、様々な方々が利用できる使い方を提案いただくことは可能です。
61	モデルプラン	7 交流スペース	交流スペースは営利目的を除くとありますが、商業施設にはカフェなどの誘致は可能でしょうか。	募集要項p. 5 4 (1)に示す、指定管理施設外の商業施設として、カフェ等の誘致は可能です。
62	モデルプラン	12～14 施設概要	同階内の住宅や個別店舗の区画は、耐火区画 (消防施行令第8条) で区切られているのでしょうか。 * 消防法施行令第8条では「防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合、消防法施行令の一部の規定の適用に際してはそれぞれの防火対象物とみなす」とあります。	住宅と店舗 (箕面市区画・個別店舗) は消防法施行令第8条に定められる床等の区画で区切られています。箕面市区画と個別店舗は区切られていません。

(仮称) 新みのおサンプラザ1号館 公共施設（1階～3階）指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答（令和7年7月10日時点）

質問No.	該当箇所		質問	回答
	資料名	頁 項目		
63	モデルプラン	12 個別店舗	何店舗入居予定でしょうか。またどのような業種が入りますか。	1階東面の個別区画は、6区画の予定ですが、現時点で業種等は未定と建替事業者より聞いております。
64	モデルプラン	15 設計上の制約について8.	共用部分における各階のトイレの設置予定位置および面積、台数が決まっておりますらご開示ください。	各階へのトイレの設置は必須ですが、設置位置や面積、台数については、想定利用者数を踏まえ、ご提案ください。 なお、提案時には、各階に配置する施設を踏まえ、大阪府福祉のまちづくり条例等を踏まえた計画とし、その提案内容に応じて、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な性の人々が気兼ねなく、誰もが安心して利用できる施設となるようご提案ください。
65	設計条件	その他の注意点	各フロアの床下がり寸法をご教示ください。	別添資料8「下がりスラブ図」をご確認下さい。
66	設計条件		部屋ごとの床面面積、床材が確認できる図面や資料をご教授ください。	指定管理施設に関する計画は、提案を踏まえ、指定管理予定者とともに進める内装設計にて決定します。 なお、指定管理施設外（商業施設）は、スケルトン状態（内装仕上等が施されていない状態）で引き渡します。
67	設計条件		ピアノ（大会議室）、屋外ステージがございますが、ピアノ調律、舞台装置、音響設備等の点検は受託者負担でしょうか。	お見込みのとおりです。
68	設計条件		点検や清掃資機材用の倉庫は無償でご提供いただけますでしょうか。	活用可能面積内に倉庫等の設置を提案頂くことは可能ですが、倉庫を商業施設占有部分に設置する場合は、使用料が必要です（募集要項p.13参照）。 なお、指定管理施設内外の維持管理の範囲を明確に区別するため、例えば倉庫は分けて設置するなど施設計画においても配慮してください。
69	設計条件		清掃作業範囲がわかる平面図、立面図、レイアウト図があればご教授ください。	提案内容に応じた清掃作業範囲を設定してください。 なお、指定管理施設に関する計画は、提案を踏まえ、指定管理予定者とともに進める内装設計にて決定します。
70	設計条件		維持管理の業務範囲に植栽管理は含まれますでしょうか、散水装置の有無を含めてご教授ください。含まれる場合、植栽内容がわかる図面をご教授ください。	募集要項p.11に「樹木等管理業務」について記載していますが、これはあくまで例であり、現時点で特に想定している業務ではございません。 なお、質問No.18の回答（令和7年6月26日時点）をあわせてご確認ください。
71	設計条件		建物として特定建築物に該当するでしょうか。その場合、公共施設部分のみを対象に建築物環境衛生管理業務（空気環境測定や防虫防鼠等）の費用は受託者負担でしょうか。	質問No.21の回答のとおりです。
72	設計条件		設備点検仕様書があればご教授ください。	指定管理施設内の設備関係は、提案を踏まえて、指定管理予定者とともに進める内装設計にて決定します。 なお、指定管理施設外（商業施設）は、スケルトン状態（内装仕上等が施されていない状態）で引き渡します。
73	設計条件		設備管理、設備点検の対象となる機器の機器リスト、メーカーリストをご教授ください。	質問No.40、質問No.72の回答のとおりです。
74	設計条件		利用者向けの喫煙室は無いと想定してよいでしょうか。	喫煙室の設置は想定しておりません。 施設内全面禁煙となることを想定してご提案ください。

(仮称) 新みのおサンプラザ1号館 公共施設（1階～3階）指定管理予定者 プロポーザル募集 募集要項等に関する質問回答（令和7年7月10日時点）

質問No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
75	設計条件			公共施設部分の出入り管理システム、機械警備システムは建物全体で設置されるのでしょうか。それとも受託者で設置するのでしょうか。	質問No.41の回答のとおりです。
76	設計条件			公共施設内に監視カメラは設置されるのでしょうか。それとも必要に応じて受託者で設置するのでしょうか。	質問No.41の回答のとおりです。
77	設計条件			従業員の通勤のため、管理対象施設の駐車場、駐輪場の使用は可能でしょうか。	新規施設に従業員用の駐車場はございません。 近隣の箕面駅前第一駐車場・箕面駐輪場をご利用ください。
78	選定評価書			今回の入札における評価は外部審査員になりますでしょうか。その場合外部審査員の職種、経歴等をご開示いただくことは可能でしょうか。	審査員は職員のほか、まちづくりの有識者や会計専門家などで構成されますが、職種、経歴等に関する情報は非開示としております。
79	選定評価書	1	配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者とは 指定管理者の提案する業務体制における各業務責任者の情報提示で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	様式1		記入項目	弊社はグループ会社に属しており、その中で親会社、子会社を有しておりますが、決算書類は連結して作成しております。このような場合、親会社、子会社を含むグループ全体の決算書類の数字を記入、提出させていただいてもよろしいでしょうか。 (補足) 各社の関係性は以下の通りとなります。 A→B→当社→C (BはAの子会社、当社は Bの子会社、Cは当社の子会社)	連結決算ではなく、応募する会社単体での決算書をご提出ください。
81	様式4（共同事業体協定書兼委任状）			応募後に共同事業体の構成団体・構成企業を変更・追加することは可能でしょうか。	共同事業体で応募する場合は、原則、不可とします。（募集要項p.16及び覚書（案）参照）
82	様式8～22		記入項目	代表企業及び構成企業、それぞれ記載を行い、複数枚を提出(3社であれば各最低3枚提出で問題ないか)で問題ないでしょうか。もしくは、3社分を各1枚（もしくは2枚等）に纏めて記載して提出でも問題ないでしょうか？	代表企業及び構成企業（すべての構成団体）が、それぞれ記載を行い、複数枚（3社であれば各最低3枚提出）をご提出ください。なお、例えば様式13など、同一内容の様式は連名で1枚にまとめて提出可能です。
83	様式2		記入項目	法人等（共同事業体ではない）で応募する場合、様式2の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	様式2はご提出ください。様式3、4の提出は不要です。
84	様式7-3		経常利益の状況	別途資料6 選定評価表に様式7-3に対する評価記載がないのですが、様式7-3の提出は必要でしょうか？	選定評価表を修正しました。 評価項目「過去3ヶ年の決算状況（赤字の有無）」にて様式7-4と合わせて採点しますので、ご提出ください。